

令和 7 年度寒河江百貨店を起点としたエリアイノベーションプロジェクトに係る
寒河江市中心市街地活性化センター 2 階リニューアル事業
家具・事務調度品等購入一般競争入札の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。）第 234 条第 1 項の規定により、下記の業務について一般競争入札を次のとおり行う。

令和 7 年 10 月 22 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 寒河江百貨店を起点としたエリアイノベーションプロジェクトに係る
寒河江市中心市街地活性化センター 2 階リニューアル事業
家具・事務調度品等購入一般競争入札の公告
- (2) 納入場所 寒河江市中心市街地活性化センター（フローラ・SAGAE）2 階
（寒河江市本町二丁目 8 番 3 号）
- (3) 業務内容 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 入札の場所及び日時

- (1) 入札場所 寒河江市役所 1 階 議会第 3・4 会議室
- (2) 入札日時 令和 7 年 11 月 5 日（水） 午前 10 時 00 分

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。なお、規則に基づき、資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成 9 年市規則第 12 号。以下「規則」という。）第 25 条第 2 項の規定による競争入札参加資格者名簿に物品販売・役務の提供等として、登録されている者であること。
なお、名簿に未登録の者であっては、競争入札参加者登録申請書の提出と併せて、一般競争入札参加申請書を提出すること。ただし、これをもって名簿に必ず登録されるものではない。
- (3) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程（平成 12 年告示第 19 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基

づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (6) 法人の役員及び従業員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号）又は暴力団員が経営を支配し、又は利用していると認められる法人でないこと。
- (8) 村山地域に本社・本店を有する者であること。

4 契約条項を示す場所及び契約事務担当課

寒河江市中央一丁目9番45号

寒河江市 商工推進課 商工労政係

電話番号 0237-85-1492（直通）

5 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金

免除する。

- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額を納めること。ただし、寒河江市契約に関する規則第5条第3項各号のいずれかに該当する場合は免除する。

6 入札参加申請書等に関する事項

入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、受付期間内に提出するものとする。

- (1) 添付書類 規則第17条第1号に定める書類。ただし、令和7・8年度競争入札参加申請における受理票をもってこれに替えることができる。
- (2) 受付期間 令和7年10月22日（水）から令和7年10月30日（木）まで（市の休日を除く。）
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。受付期間の最終日にあつては午後4時。）まで
- (4) 受付場所 寒河江市 商工推進課 商工労政係

7 その他

- (1) この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。
- (2) 詳細については入札説明書による。